

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年三月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成三十年二月十四日

指令越建セ第二八〇〇一六一号

二 検査済証番号

平成三十年二月二十八日

越建セ第三九七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮百六十五番一、百六十六番一、百六十六番二、百六十六番三、百六十六番四、百六十六番五、百六十七番一、百六十八番、百六十九番、百七十番、百七十一番、百七十二番、百七十三番、百七十四番、百七十五番、百七十六番、百七十七番、百七十八番、百八十九番、百九十番一、百九十三番一、百九十二番三、百九十四番四、百九十四番五、百六十八番先水路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字姫宮百六十五番地一

社会福祉法人まごころ会 理事長 斉藤 博之